

# 新潟市ユースアドバイザー運営委員会要項

## 1 目的

○新潟市ユースアドバイザーの支援活動について評価し、課題解決に向けての方針を立てるために「新潟市ユースアドバイザー運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事務

○委員会は、次の事項について、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 居場所等、若者の自立環境改善に関すること
- (2) 自立支援事業としての講座や自主企画支援のあり方に関すること
- (3) 新潟市ユースアドバイザーの自らの資質向上に関すること

## 3 組織

○委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員は、新潟市ユースアドバイザーから選出する。
- (2) 委員会に委員長とその補佐として副委員長を置く。
- (3) 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- (6) 委員長は、新潟市若者支援協議会（全体会、実務代表者会議）に参加する。

## 4 委員会

○委員会は、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めたときは、委員会構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- (2) 委員会は、原則として年4回（5月、8月、11月、2月）開催する。
- (3) 所掌事務に関する事項について協議し、実践するために臨時委員会を開催することができる。
- (4) 委員会は新潟市ユースアドバイザー全体会を運営する。

## 5 起案

○委員会から居場所の運営などに関し意見がある場合は、新潟市若者支援センターに提案するものとする。

若者支援センターはその意見をセンター運営に反映させるよう努める。

## 6 報告義務

- 委員会及び臨時委員会は、協議した内容及び結果について新潟市若者センターに報告するものとする。

## 7 事務局

- (1) 委員会の事務局を新潟市若者支援センターに置く。
- (2) 事務局は次の事務を処理する。
  - ① 委員会の設置に関すること
  - ② 委員会の開催に関すること
  - ③ 委員会の資料のとりまとめに関すること
  - ④ 必要な情報収集、関係機関との調整、委員会、臨時委員会に関する事項

## 8 委員の任期

- 委員の任期は2年とする。

## 9 秘密保持義務

- 委員（新潟市ユースアドバイザー）は、新潟市個人情報保護条例に基づき、正当な理由なく、委員会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、委員会及び臨時委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。
- (2) この要項は、平成24年4月25日から施行する。
- (3) この要項は、所定の手続きを経て必要に応じていつでも変更できるものとする。
- (4) この要項は、平成27年4月1日一部改正する。